

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例

平成18年3月30日 千葉県条例第34号

食は、人の生命や健康の源となるものであり、食品等の安全と安心の確保は、県民が健康で幸せな生活を送る上で、極めて重要である。

私たちの食生活は、社会情勢や生活様式の変化によりその姿を変え、科学技術等の発展や国際化の進展の中で、食品等の安全性にかかわる様々な課題が生じてきている。私たちは、こうした課題に対処し、将来にわたって食品等の安全と安心を確保していかなくてはならない。

本県は、豊かな自然に恵まれた全国でも有数の農水産物の生産地であるとともに、首都圏の大消費地に位置し、多くの食品等の製造・加工施設が存在し、さらには、成田国際空港、千葉港などの物流の拠点を持している。こうした特色を持つ本県において、県、生産者、事業者、消費者は、それぞれの責務や役割を認識し、環境に配慮しつつ、食品等の安全と安心の確保に向けて積極的に取り組む必要がある。

また、食品等には健康への影響を及ぼす要因があるという考えに立ち、この要因が健康に与える可能性や食にかかわる課題などについて、情報や意見の交換等を行うリスクコミュニケーションを促進し、すべての関係者が相互に理解し、共通した認識を持つことが大切である。

食品等の安全と安心の確保は、県民すべての願いであり、その実現に向かって、第一歩から共に力を合わせて取り組んでいくため、ここに千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例を制定する。

目的

第一条 この条例は、食品等の安全性及び食品等に対する安心感(以下「食品等の安全・安心」という。)の確保について、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品等の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進することにより、基本理念にのっとり食品等の安全・安心の確保が図られるようにし、もって県民の健康を保護し、及び県民の安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

定義

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。
- 二 食品等 食品、添加物(食品衛生法(昭和三十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第四項に規定する器具をいう。)又は容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)をいう。
- 三 食品関連事業者 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品等の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材又は食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 四 リスクコミュニケーション 食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換並びに食品等の安全・安心の確保に関する情報の提供、食品等の安全・安心の確保について意見を述べる機会の確保その他の食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な取組をいう。

基本理念

第三条 食品等の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認